

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年11月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)	(旧) 令和7年10月版	頁 新 (旧)
I 測量業務共通仕様書 1 総則	I 測量業務共通仕様書 1 総則	
1-17 土地への立ち入り等 1. 受託者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。 なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。 2. 受託者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。 なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。 3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。 4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願 ／身分証明管理表 （様式第1－7号）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。	1-17 土地への立ち入り等 1. 受託者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。 なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。 2. 受託者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。 なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。 3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。 4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願_____（様式第1－7号）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。	I-1-10 (I-1-10) ■様式の変更 ○

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)				(旧) 令和7年10月版				頁 新 (旧)
様 式 一 覧 表				様 式 一 覧 表				I -1-20 (I -1-20) ■様式の変更 ○
様 式 No.	名 称	備 考	頁	様 式 No.	名 称	備 考	頁	
第 1 - 1 号	委託業務月報		I -1-20	第 1 - 1 号	委託業務月報		I -1-20	
第 1 - 2 号	打ち合わせ簿		I -1-21	第 1 - 2 号	打ち合わせ簿		I -1-21	
第 1 - 3 号	測量業務計画書		I -1-22	第 1 - 3 号	測量業務計画書		I -1-22	
第 1 - 3 - 1 号	作業実施計画表		I -1-23	第 1 - 3 - 1 号	作業実施計画表		I -1-23	
第 1 - 3 - 2 号	主要機器		I -1-24	第 1 - 3 - 2 号	主要機器		I -1-24	
第 1 - 3 - 3 号	作業の方法		I -1-25	第 1 - 3 - 3 号	作業の方法		I -1-25	
第 1 - 3 - 4 号	作業編成		I -1-26	第 1 - 3 - 4 号	作業編成		I -1-26	
第 1 - 3 - 5 号	作業員名簿		I -1-27	第 1 - 3 - 5 号	作業員名簿		I -1-27	
第 1 - 3 - 6 号	トランシット検定証明書		I -1-28	第 1 - 3 - 6 号	トランシット検定証明書		I -1-28	
第 1 - 3 - 7 号	光波測距儀検定証明書		I -1-29	第 1 - 3 - 7 号	光波測距儀検定証明書		I -1-29	
第 1 - 3 - 8 号	レベル検定証明書		I -1-30	第 1 - 3 - 8 号	レベル検定証明書		I -1-30	
第 1 - 3 - 9 号	鋼巻尺検定証明書		I -1-31	第 1 - 3 - 9 号	鋼巻尺検定証明書		I -1-31	
第 1 - 4 号	立会願書		I -1-32	第 1 - 4 号	立会願書		I -1-32	
第 1 - 5 号	段階確認願		I -1-33	第 1 - 5 号	段階確認願		I -1-33	
第 1 - 6 号	再委託承諾願		I -1-34	第 1 - 6 号	再委託承諾願		I -1-34	
第 1 - 7 号	身分証明書交付願 ／身分証明管理表		I -1-52	第 1 - 7 号	身分証明書交付願_____		I -1-52	
第 1 - 8 号	承 諾 願		I -1-55	第 1 - 8 号	承 諾 願		I -1-55	
第 1 - 9 号	借用返納書		I -1-56	第 1 - 9 号	借用返納書		I -1-56	

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

[illegible]

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年11月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)	(旧) 令和7年10月版	頁 新 (旧)
Ⅱ 調査業務業務共通仕様書 1 総則	Ⅱ 調査業務業務共通仕様書 1 総則	
1－16 土地への立ち入り等 1. 受託者は、屋外で行う調査業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。 なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。 2. 受託者は、調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。 なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。 3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。 4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願／身分証明管理表（様式第1－6号）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。	1－16 土地への立ち入り等 1. 受託者は、屋外で行う調査業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。 なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。 2. 受託者は、調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。 なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。 3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。 4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願_____（様式第1－6号）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。 なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。	Ⅱ-1-11（Ⅱ-1-11） ■様式の変更 ○

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

（新）令和7年10月版（一部改定）	（旧）令和7年10月版	頁 新（旧）																																																														
様式第1－6号	様式第1－6号	Ⅱ-1-26（Ⅱ-1-26） ■様式の変更 身分証明管理表の枠を追加 ○																																																														
1. 身分証明書交付願／身分証明管理表	1. 身分証明書交付願_____																																																															
身分証明書交付願／身分証明管理表 (支出負担行為担当者) 様 令和 年(0000年) 月 日 受託者 住所 氏名 業務番号 業務名 身分証明管理表 身分証明書番号 交付年月日 回収年月日 備考 作業名称 作業期間 所属 会社名 住所 氏名 備考 1 太線枠内は、業務担当員が記入する。 2 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 3 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 4 顔写真の提出については、別途協議による。	身分証明書交付願 令和 年（0000年） 月 日 (支出負担行為担当者) 様 受託者 住所 氏名 業務番号 業務名 上記業務の実施に当たり、土地への立ち入りのため、 法第 条 の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。 記 <table><tr><th rowspan="2">氏 名</th><th colspan="2">所 属</th><th rowspan="2">作業名称</th><th rowspan="2">作 業 期 間</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>会社名</th><th>住 所</th></tr><tr><td></td><td>(株)</td><td></td><td></td><td>R . . ~R . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	氏 名	所 属		作業名称	作 業 期 間	備 考	会社名	住 所		(株)			R . . ~R . .																																																		
氏 名	所 属		作業名称	作 業 期 間				備 考																																																								
	会社名	住 所																																																														
	(株)			R . . ~R . .																																																												

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年11月1日以後に入札する委託業務から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部建設政策局建設管理課

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)	(旧) 令和7年10月版	頁 新 (旧)
Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般	Ⅲ 設計業務共通仕様書 1 総則・一般	
1－16 土地への立ち入り等 1. 受託者は、屋外で行う設計業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。 なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。 2. 受託者は、設計業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。 なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。 3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。 4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願／身分証明管理表（様式第1－8号）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業完了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。	1－16 土地への立ち入り等 1. 受託者は、屋外で行う設計業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。 なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。 2. 受託者は、設計業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。 なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。 3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。 4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願_____（様式第1－8号）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業完了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。	Ⅲ-1-11（Ⅲ-1-11） ■様式の変更 ○

北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 新旧対照表

（新）令和7年10月版（一部改定）	（旧）令和7年10月版	頁新（旧）																																																														
様式第1－8号	様式第1－8号	Ⅲ-1-36（Ⅲ-1-36） ■様式の変更 ○ 身分証明管理表の枠を追加																																																														
1. 身分証明書交付願／身分証明管理表	1. 身分証明書交付願_____																																																															
身分証明書交付願／身分証明管理表 令和 年(0000年) 月 日 (支出負担行為担当者) 様 業務番号 業務名 受託者 住所 氏名 身分証明管理表 身分証明書番号 交付年月日 回収年月日 氏名 所属 住所 作業名称 作業期間 備考 備考 1 本様式内は、業務担当員が記入する。 2 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 3 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 4 顔写真の提出については、別途協議による。	身分証明書交付願 令和 年（0000年） 月 日 (支出負担行為担当者) 様 受託者 住所 氏名 業務番号 業務名 上記業務の実施に当たり、土地への立ち入りのため、 法第 条 の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。 記 <table><tr><th rowspan="2">氏名</th><th colspan="2">所 属</th><th rowspan="2">作業名称</th><th rowspan="2">作 業 期 間</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>会社名</th><th>住 所</th></tr><tr><td></td><td>(株)</td><td></td><td></td><td>R . . ~R . .</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	氏名	所 属		作業名称	作 業 期 間	備 考	会社名	住 所		(株)			R . . ~R . .																																																		
氏名	所 属		作業名称	作 業 期 間				備 考																																																								
	会社名	住 所																																																														
	(株)			R . . ~R . .																																																												

争が生じないよう努めなければならない。

3. 受託者は、設計図書の設定または業務担当員の指示により、地元関係者への説明、交渉等を行う場合は、交渉等の内容を書面により随時、業務担当員に報告し指示があればそれに従うものとする。
4. 受託者は、測量業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書の定めるところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要性を生じた場合、業務担当員の指示に基づいて変更するものとする。
- なお、変更に要する委託期間及び経費は、委託者と協議の上定めるものとする。

1－17 土地への立ち入り等

1. 受託者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受託者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。
- なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。
3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。
4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りについては、あらかじめ身分証明書交付願／**身分証明管理表**（様式第 1－7 号）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作業終了後、10日以内（休日等を除く）に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

1－18 成果品の提出

1. 受託者は、測量業務が完了した時、設計図書に示す成果品を実績報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- なお、成果品には、測量業務概要、委託期間、業務委託料、当該業務の目的・内容、受託者名（住所、電話番号、FAX番号、担当者名を含む。）が記載された書類を含むものとする。
2. 受託者は、北海道建設部制定の「情報共有・電子納品運用ガイドライン【業務編】」に基づき実施しなければならない。
3. 受託者は、設計図書に定めがある場合、または業務担当員の指示する場合で、同意し

様 式 一 覧 表

様 式 No.	名 称	備 考	頁
第 1－1 号	委託業務月報		I-1-20
第 1－2 号	打ち合わせ簿		I-1-21
第 1－3 号	測量業務計画書		I-1-22
第 1－3－1 号	作業実施計画表		I-1-23
第 1－3－2 号	主要機器		I-1-24
第 1－3－3 号	作業の方法		I-1-25
第 1－3－4 号	作業編成		I-1-26
第 1－3－5 号	作業員名簿		I-1-27
第 1－3－6 号	トランシット検定証明書		I-1-28
第 1－3－7 号	光波測距儀検定証明書		I-1-29
第 1－3－8 号	レベル検定証明書		I-1-30
第 1－3－9 号	鋼巻尺検定証明書		I-1-31
第 1－4 号	立会願書		I-1-32
第 1－5 号	段階確認願		I-1-33
第 1－6 号	再委託承諾願		I-1-34
第 1－7 号	身分証明書交付願／ 身分証明管理表		I-1-52
第 1－8 号	承 諾 願		I-1-55
第 1－9 号	借用返納書		I-1-56

様式第 1 - 6 号

1. 身分證明書交付願／身分證明管理表

[illegible]

また、受託者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合には、速やかに行うものとする。

2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当員に報告し協議するものとする。

1-15 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、委託者または業務担当員が行うものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
 2. 受託者は、屋外で行う設計業務の実施に当たって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、業務担当員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないよう努めなければならない。
 3. 受託者は、設計図書の設定または業務担当員の指示により、受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合は、交渉等の内容を書面により随時、業務担当員に報告し指示があればそれに従うものとする。
 4. 受託者は、設計業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書の定めるところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
 5. 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合、業務担当員の指示に基づいて変更するものとする。
- なお、変更に要する委託期間及び経費は、委託者と協議の上定めるものとする。

1-16 土地への立ち入り等

1. 受託者は、屋外で行う設計業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、業務担当員及び関係者と十分な協議を行い、設計業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに業務担当員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受託者は、設計業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ業務担当員に報告するものとし、報告を受けた業務担当員は当該土地所有者及び占有者の承諾を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、業務担当員の指示がある場合は、受託者はこれに協力しなければならない。
3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他に業務担当員と協議により定めるものとする。
4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願／**身分証明管理表**（様式第1－8号）を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立ち入り作

令和7年11月1日以降に入札する業務から適用 (変更箇所：赤)

令和7年11月1日以降に入札する業務から適用 (変更箇所：赤)

令和7年11月1日以降に入札する業務から適用 (変更箇所：赤)

令和7年11月1日以降に入札する業務から適用 (変更箇所：赤)

令和7年11月1日以降に入札する業務から適用 (変更箇所：赤)